**令和４年４月**

**大阪港湾局**

**低入札価格調査の失格となる判断基準（測量・建設コンサルタント等業務版）**

※大阪府知事が所管する府営港湾及び海岸に関して、大阪港湾局が発注する測量・建設コンサルタント等業務が対象

**【建設コンサルタント業務】**

Ⅰ．形式審査

１．低入札価格調査資料について

低入札価格調査資料（添付資料含む）が、全て整っていない。

《注意事項》

資料受付時に、ページ数と合計枚数の確認を行う。欠落が無いように提出前

に十分確認すること。

Ⅱ．詳細調査

１．調査の協力について

①ヒアリングに応じない。

②調査時に、不誠実な言動がある。

　（回答済みの内容が変更される場合も含む。）

２．設計数量について

設計図書、仕様書で定める数量を満足していない。

３．積算内容について

①入札価格の内訳書と入札価格が一致していない。

②入札価格の内訳書と明細書が一致していない。

③金額が一括計上されているため、内容が確認できない。

④積算内訳が正しく記載されていない。

イ．委託費内訳書及び入札価格の内訳書の合計額が一致していない。

ロ．総合評価落札方式（技術提案型）の場合、その内容が内訳書に正しく反映されて

いない。

　　　⑤一般管理費等について、「調査内容」で規定している内容を満たしていない。

⑥自社技術者の雇用関係が確認できない。

⑦算出方法について的確に説明できない。

４．法令違反と認められる。

　　５．第三者照査について

　　　①第三者による照査等を実施する者の確約書が提出できない。

　　　②確約書を提出した第三者による照査等を実施する者が、大阪港湾局低入札価格調査制度実施要領（測量・建設コンサルタント版）第11の要件を満たしていない。

６．その他

「低入札価格調査の調査内容」で規定している条件を満足していない。または、確認でき

ない。